

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津市	河辺地区(河辺町)	令和3年10月6日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	46.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	42.6ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	5.1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4.1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7.8ha
(備考)	

2 対象地区の課題

地区内には、大規模な中心経営体が存在せず地区外の経営体(認定農業者)5名が入作として農地を借り受け、耕作を担っている。一方で、多様な担い手として小規模農家が地区内の農地を守って耕作しているのが現状である。今後、地区外の経営体が農業の継続が不可能になった場合、リタイヤされたとき、地区内の中心経営体が病気や怪我等の事情で農業の継続が困難になった場合の対策が必要である。また、現在は、小規模農家による耕作や維持管理している農家も、今後は、高齢化や後継者不足により規模縮小やリタイヤする農家も増える恐れがある。地区内の水田は、ほ場整備されているが経年劣化により用排水路の修繕が必要。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内の農地利用は、中心経営体である認定農業者8経営体及び、面積拡大を希望する地区内の1農家が担うことで対応していく。

※現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数:9名

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

中心経営体が病気や怪我等で営農できなくなり、リタイヤされたときは、農地中間管理機構を通じて地区外の経営体や地区内に面積拡大を希望する農家へ農地の利用調整、集約を図りながら利用権設定を進める。

農業をリタイヤする農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付け、中心経営体(地区外)や地区内で面積拡大を希望する中小規模の農家にも農地利用調整を図りながら農地の集積を行う。

過去に農地利用集積円滑化事業を活用して利用権設定した農地は、契約期間満了時には、農地中間管理機構を通じた利用権設定に切り替えて中心経営体(地区外)や地区内で面積拡大を希望する中小規模の農家に集積していく。

用排水路の清掃作業、農道の草刈り等の維持管理には、共同作業として地域の地権者全員が行い、地区外の中心経営体は作業に参加しない。